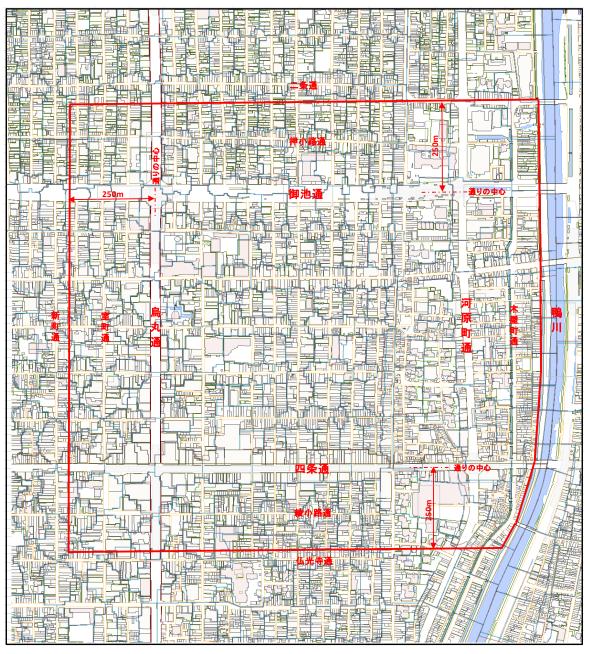
民間自転車等駐車場整備助成対象事業の対象地域

- ○この助成事業は、以下のエリアへの自転車等駐車場整備を対象とします。
 - 都心部

御池通から北へ概ね250m、烏丸通から西へ概ね250m、四条通から南へ概ね 250m、各々の位置に引いた線と鴨川に囲まれた範囲とします。(概ね250mの起点は、各通りの中心線)

<都心部のイメージ図>

※この図は、この基準における「都心部」の大まかな範囲をイメージとして示すものです。範囲の詳細については別途確認が必要です。



・以下の鉄道駅の出入口又はバス停から歩行距離概ね250m以内の場所

鉄道駅:出町柳駅(京阪電気鉄道)、伏見桃山駅(京阪電気鉄道)、京都河原町駅(阪急電鉄)、烏丸御池駅(市営地下鉄)、京都市役所前駅(市営地下鉄)、四条駅(市営地下鉄)、三条京阪駅(市営地下鉄)、東山駅(市営地下鉄)、十条駅(市営地下鉄)

バス停:百万遍(市バス)

〇助成対象エリアでの整備について、以下の採点を行います。合計点60点以上を合格とし、上限額は点数に応じて以下のとおりとします。

80点以上(都心部に限る。) : 上限600万円70点以上 : 上限400万円60点以上 : 上限300万円

1 立地条件(配点40点)

(1) 自転車等駐車場設置場所周辺の自転車等の放置状況や自転車等の利用状況による評点 (20点満点) 【新設・増設の評点】(過去に本要綱に基づく助成金を受けずに開設された自転車等駐車場の再整備についても、新設として当該評点により算定する。)

助成対象エリア内への整備は20点

【再整備の評点】(過去に本要綱に基づく助成金を受けて整備された自転車等駐車場の再整備について算 定する。)

自転車等駐車場の稼働率が80%以上のものに対して20点を加点する。この場合の稼働率は、以下の数式により算定する。

稼働率(%)=既存の自転車等駐車場の1日あたりの利用台数÷今回の事業の収容台数×100

- ※ 既存の自転車等駐車場の利用台数は、民間自転車等駐車場運営状況報告書により算出した 1日平均の利用台数を原則とし、必要に応じて市による現地調査結果及び申請者により提出 された資料も参考のうえ決定することができる。
- ※ 算定値の小数点以下は切り捨てる(以下、同じ。)。

(2) 設置場所(20点満点)

① 鉄道駅及びバス停留所からの歩行距離による評点(10点)

以下の鉄道駅とバス停留所の評点のうち高い方の評点を加点する。

・最寄りの鉄道駅出入口からの歩行距離による評点

評点=100÷距離×10点(ただし、100m以内は10点、250m超は0点)

・最寄りのバス停留所からの歩行距離による評点

評点=100÷距離× 5点(ただし、100m以内は5点、150m超は0点)

- ※ 都心部については、鉄道駅とバス停留所のどちらも5点に満たない場合は、5点とする。
- ② 駅利用者数による評点 (5点)

(最新の京都府統計書「鉄道乗車人員」を参照

URL: http://www.pref.kyoto.jp/tokei/yearly/tokeisyo/tsname/tsg1001.html 以下のとおり、鉄道乗車人員に応じて加点する。

- ・鉄道乗車人員 9,000(千人)以上 · · · 5点
- ・鉄道乗車人員 7,000(千人)以上 ・・・ 4点
- 鉄道乗車人員 5,000(千人)以上・・・ 3点
- ・鉄道乗車人員 3,000(千人)以上 ・・・ 2点
- ・鉄道乗車人員 1,000(千人)以上 · · · 1点
- ※ 自転車等駐車場設置場所から直線距離500mの範囲内にある駅で、点数が最も高い駅を採用する。

③ 路線価による評点(5点)

「国税庁が公表する最新の評価額を参照

URL: http://www.rosenka.nta.go.jp/main_h28/osaka/kyoto/prices/city_frm.htm

以下のとおり、自転車等駐車場の敷地に接する道路の路線価により加点する。ただし、2以上の道路に接する場合は、最も高い道路の路線価を採用する。

- ・1平方メートルあたり50万円以上の路線 ・・・ 5点
- ・1平方メートルあたり40万円以上の路線 ・・・ 4点
- ・1平方メートルあたり30万円以上の路線 ・・・ 3点
- ・1平方メートルあたり20万円以上の路線 ・・・ 2点
- ・1平方メートルあたり10万円以上の路線 ・・・ 1点

2 施設内容(配点50点)

(1) 収容台数(10点)

放置自転車等対策への有効性を評価する。

評点=収容台数÷20×10点 (ただし、20 台以上は10点、10 台未満は0点とする。)

※バイクは、実際の台数(自転車1.5台分として計算しない。)で計算する。

※ラックを設けない場合は、自転車1台あたり幅60 cm以上、バイク1台あたり幅80 cm以上確保すること。

(2) その他施設に関する内容(40点)

項目	加点
アクセス性(道路からエレベーター等によらずスムーズに駐車位置まで移動できるもので	5点
あって、駐車スペース及び移動範囲が舗装整備されている。)	
快適性(屋根が設置されている。)	5点
快適性 (ラックが設置されている。)	5点
快適性 (ラック付きの子乗せ電動自転車の優先スペースがある。) ※収容台数の1割以上の台数分の幅 60 cm以上の駐車スペースが確保されており、優先である旨を看 板等で明示しているもの	5点
収容台数の1割以上の原動機付自転車及び自動二輪車の駐車スペースを設けている。	5点
防犯性向上のため、暗証番号登録ができる設備を設置し、登録方法などを看板などで明示	5 点
している。	
管理体制 (緊急時のサポート体制、警備体制、不正駐輪への対応等が整っている。)	5点
通勤・通学時間を含む時間帯(最寄りの鉄道駅又はバス停留所の始発から終発まで)を通	5点
して利用できる。 ※1(2)②と同じ駅を採用し、それがない場合は最寄りのバス停留所を採用する。	

3 整備金額(配点5点)

評点=(30、000円-1台あたりの整備金額(注1))÷15、000×5点

(注1) 駐輪場設置のための土地取得費を除く建設費及び駐車器具整備費の合計額に2分の1を乗じ、収容台数で割った額(15,000円未満は5点、30,000円以上は0点とする。)

※バイク (1 台あたり幅 80 cm以上のもの) は、1 台につき自転車 1.5 台分として計算する。

4 その他(配点5点)

特に考慮すべき要素があると市長が認める場合に加点する。

※ 助成金の交付対象の要件につきましては、京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱にも記載されておりますので、ご確認ください。